

申告は3月16日(月)までに

最新情報は市ホームページをご覧ください。

所得税の確定申告、市民税・県民税の申告が始まります

問 所得税の確定申告について 割谷税務署 (☎ 21-6211)
市民税・県民税の申告について 税務課 市民税係 (☎ 95-0116)

今年のポイント

- 市役所会場は、事前に「電話予約」または「インターネット予約」が必要です。
※市役所で行う税理士相談(2月16日(月)～20日(金))も事前の電話予約またはインターネット予約が必要です。
- 2月10日(火)～3月16日(月)に税務署で申告する場合は「入場整理券」が必要です。
入場整理券は①当日配布、②LINEアプリで取得できます。
- 自宅から申告したい場合は確定申告「e-Tax」をご利用ください。
- 市民税・県民税の申告について令和8年1月より電子申告ができるようになりました。

◆ 持ち物

対象者	必要なもの
全員必須	「申告する人の本人確認書類」および「マイナンバーがわかるもの」(運転免許証・マイナンバーカードなど) ※マイナンバーがわからないときは、申告会場でその旨お申し出ください。
所得税の還付申告をしたい人	還付を受ける本人名義の口座が確認できるもの(通帳など) ※口座の届印や認印などの印鑑類は、申告時不要です。
収入	給与や年金の収入がある人 令和7年分源泉徴収票 ※公的年金の源泉徴収票は例年1月下旬に日本年金機構などの支払者より郵送されます。年金支給月に送付される振込額のお知らせや、改定額の通知ハガキでは申告は作成できません。 ※2月中旬(予定)以降、公的年金の源泉徴収票のデータをマイナポータルでダウンロードしてe-Taxで申告できます。
	報酬や謝礼、個人年金などを受け取った人 支払調書、シルバー人材センター配分金支払証明書、特定口座取引明細書などの証明書類 ※一般口座で株等の取引をしたときの申告は、税務署またはe-Taxで申告してください。
	その他収入がある人 収入金額および必要経費が分かる書類(収支内訳書など)
控除	社会保険料、生命保険料、地震保険料を支払った人 払込証明書、控除証明書、領収書 ※市役所へ令和7年内に納付(国民健康保険税など)した分は、1月下旬に控除額を記載したハガキを郵送します(ハガキが届いた人全員が必ず申告しなければならないものではありません)。
	医療費控除を受けたい人 医療費控除の明細書、医療費通知、おむつ使用証明書など ※医療費通知は健康保険(共済)組合より送付されるのですが、通知にない医療費を控除したいときは明細書を作成してください。2月中旬(予定)以降は、1年分の医療費通知をマイナポータルでダウンロードしてe-Tax上で申告できます。 ※領収書だけでは申告は受けられません。必ず申告会場に行く前に明細書を作成してください(会場では作成できません)。明細書の様式は国税庁ホームページでダウンロードできるほか市役所1階に用意しています。ご自身で作成するときは、明細書様式に記載している中身(医療機関・個人ごとの1年分の支払った額の合計と健康保険などの補てん額)が必要です。 ※おむつ使用証明書については、各医療機関へお尋ねください。
	ふるさと納税などの寄附金を支払った人 寄附金の領収書・証明書 ※確定申告や市県民税申告を行うとワンストップ特例申請は無効になりますので申告をする人は寄附金の申告を忘れずにしてください。
全員 (あればご持参ください)	障がい者手帳、障害者控除対象者認定書など ※障害者控除対象者認定書は、1月下旬に市役所より送付します。
全員 (あればご持参ください)	利用者識別番号 ※税務署より1月下旬に発送されるお知らせハガキに記載されていますが、ハガキに記載がない、わからないうときは申告会場市役所)で番号を用意できます。

【持ち物や申告書に関する留意点】

- 市役所会場や出張申告会場で申告を受ける人は申告書を会場で用意しますので事前に準備する必要はございません。ただし、申告時に医療費控除の明細書が必要な人は事前に作成してください。
- 手書きやパソコンで作成した申告書の中身(検算や確認など)に関する問合せは各会場では行っていません。
- 市役所・市内出張会場で行う申告・市役所で行う税理士無料相談の対象は、令和8年度の市県民税が知立市で課税対象となる令和8年1月1日時点で知立市に住んでいた(住民登録があった)人です。

自宅から申告できる電子申告「e-Tax」をご利用ください



◀確定申告書
作成コーナー



◀動画で見る
確定申告



◀チャットボット (ふたば)
※ AI を活用してよくある質問
にお答えします。

国税相談専用ダイヤル

☎0570-00-5901(ナビダイヤル全国一律市内通話料金)

【受付時間】 月～金曜日(祝日を除く)8時30分～17時

※受付時間は、時期により延長する場合があります。国税庁ホームページで最新の情報を確認してください。

◆ 刈谷税務署 確定申告会場等について 【要入場整理券】

時 2月16日(月)～3月16日(月) 9時～17時(土・日・祝日を除く)

※3月1日(日)は開設します。

所 刈谷税務署(刈谷市若松町1丁目46番地1 刈谷合同庁舎内)

▼留意点

- ・「入場整理券」が相談可能人員に達した時点で受付を終了します。
- ・公的年金を受給されている人、医療費控除、寄附金控除、住宅借入金等特別控除等の還付申告手続きを行う人は、2月16日(月)以前(土・日・祝日を除く)であっても、申告会場を設けています。
- ・1月5日(月)～2月9日(月)の申告相談は、電話による事前予約もしくはLINEによるオンライン事前予約により行います。2月10日(火)以降は「入場整理券」が必要です。

▼車の利用について

駐車場の混雑が予想されますので、公共交通機関をご利用ください。

※1月5日(月)～3月16日(月)は臨時駐車場(市営神田駐車場)もありますので、利用時は駐車券を申告会場へご持参ください(一部補助します)。



▲国税庁 LINE
アカウント

▼入場整理券について

「入場整理券」は刈谷税務署での当日配布またはLINEアプリによるオンライン事前予約の2つの方法で配布しております。なお、入場整理券の配布状況に応じて、後日の来場をお願いすることもあります。

詳細は国税庁ホームページまたは国税庁公式アカウントでご確認ください。

◆ 出張申告会場 確定申告会場等について 【先着順・電話予約不要】

【会場・日時等】

日付	場所
1月26日(月)	福祉の里ハツ田3階 さくら・うめ
1月27日(火)	知立文化広場 展示ホール

日付	場所
1月28日(水)	西丘コミュニティセンター
1月29日(木)	文化会館(パティオ池鯉鮒)2階 講義室

▼入場整理券配布時間 9時45分～正午

持 4ページをご確認ください。

▼注意事項

- ・出張申告会場には、当日配布する入場整理券で指定された時間のみ入場できます。入場整理券の配布状況によっては、午後や他の出張申告会場をご案内することがあります。
- ・出張申告期間中は、担当職員が各会場へ出向き不在となるため、市役所での申告相談はできません。



◆ 市役所会場 確定申告会場等について【要 事前電話予約・事前インターネット予約】

事前予約がない人は市役所会場での申告受付ができません。必ず次のとおりコールセンターまたは申請フォームから予約してください。

▼予約方法(2月2日(月)9時から)

- ・知立市確定申告予約専用コールセンター
☎0566-95-0028(受付時間:月～金曜日(祝日を除く)9時～16時)
- ・知立市確定申告予約申請フォーム
右の二次元コードから申請してください。



▲知立市確定申告
予約申請フォーム

▼受付開始日について

【2月分】 申告受付(来庁)日 2月16日(月)～27日(金)(土・日曜日、祝日を除く)

電話およびインターネット予約受付開始日 2月 2日(月) 9時から

【3月分】 申告受付(来庁)日 3月 2日(月)～16日(月)(土・日曜日を除く)

電話およびインターネット予約受付開始日 2月13日(金) 9時から

※予約する時間帯は、「午前(9時～11時40分)」、「午後(13時～14時40分)」をお選びいただけます。

▼その他留意事項

希望する申告受付日の前日までに予約をしてください。ただし、先着順のため予定数に達し次第終了します。また、2月1日(日)以前はコールセンターおよび申請フォームにつながりません。

- ・お電話は原則本人からおかけください。
- ・申告会場で受付番号をお伺いしますので、忘れずお控えください。
- ・当日の申告場所やキャンセル方法等は予約時にお伝えします。また、当日必要なものは4ページをご覧ください。
必要書類がそろわない場合は申告受付できません。
- ・予約した日時を過ぎても会場にお越しならない場合はキャンセル扱いとなります。改めて別日で予約してください。

▼次のいずれかにあてはまる収入(所得)や控除等がある人は、原則、税務署またはe-Taxで申告してください。

- ①退職
- ②営業
- ③農業
- ④不動産
- ⑤譲渡(株や土地の売却)
- ⑥暗号資産がある人や副業の申告方法がわからない人
- ⑦株や債券を一般口座で管理している人で申告が必要な人
- ⑧過去(令和7年分以外)の収入や控除に関する申告をしたい人
- ⑨住宅ローン控除がある人で初めて申告する人(源泉徴収票にあるもの以外の住宅ローンに関する申告)
- ⑩国外扶養がある、または通訳が必要な人



◆ 税理士による無料税務相談所

時 2月16日(月)～20日(金)9時30分～15時 ※コールセンターまたは申請フォームでの事前予約が必要です。

所 市役所3階 第1会議室

対 次の条件に該当する人

- ① 令和6年分の所得金額(青色事業専従者給与額・青色申告特別控除額または事業専従者控除額金額)が300万円以下の事業所得者、不動産所得者、雑所得者(年金受給者を除く)
- ② ①の人で消費税および地方消費税の課税事業者である場合には、令和5年分の課税売上高が3,000万円以下の人
- ③ 給与所得者または年金受給者

▼その他

次的人は無料税務相談所を利用できません。

- ・給与所得者および年金受給者のうち、所得金額が高額な人や相談内容が複雑な人
- ・初めて消費税および地方消費税を申告する人のうち、申告書の作成に時間を要する場合
- ・65万円および55万円の青色申告特別控除の申告をする人
- ・譲渡所得(土地、建物および株式等の売却)、山林所得または贈与税の申告をする人



▲申請フォーム

◆ 手書き用の申告書および書面提出について

e-Taxの普及で税務署や市役所にある手書き用の申告書などの部数が大幅に減少する見込みです。手書き用の確定申告書等が必要な人へは郵送しますので、確定申告電話相談センター(刈谷税務署へ電話し、自動音声に従い「センター」を選んでください)へご連絡ください。市県民税の申告書は市役所で配布しています。

確定申告書等を書面で提出する人は、郵送または市役所の投函箱へ提出してください。

▼市役所の投函箱設置期間 1月26日(月)～3月16日(月)(土・日曜日、祝日を除く)

▼設置場所 市役所1階 税務課窓口前

▼郵送先 〒448-8522(住所不要)名古屋国税局業務センター刈谷分室

国民年金保険料の納付は口座振替が便利でお得です

問 国保医療課 国保年金係(☎95-0123) 刈谷年金事務所(☎21-2110)

口座振替を利用すると保険料が自動で引き落とされ便利です。また、前納すると年金保険料が安くなりお得です。

申 各年金事務所 各金融機関 市役所国保医療課窓口

※「ねんきんネット」にてオンラインで手続きすることも可能です。

持 納付書等基礎年金番号のわかるもの、預貯金通帳および届出印

▼提出期限

下記の表をご参照ください。

※申込み用紙に不備があり、申込期日以降に再提出された場合は、前納が間に合わなくなります。

余裕をもった手続きをお願いします。

※月末が休日の場合は、翌営業日が振替日になります。

※クレジットカード等でのお支払いも可能です。

※詳細は日本年金機構ホームページをご確認ください。



▲日本年金機構
ホームページ

(令和7年度参考値)

振替方法	1回あたりの納付額	割引額	振替日	申込期限
2年前納	408,150円	17,010円	4月末日	2月末日※
1年前納	205,720円	4,400円	4月末日	
6ヶ月前納	103,870円	1,190円	4月末日	2月末日※
			10月末日	
当月末振替(早割)	17,450円	60円	当月末日	申込日により開始日決定
翌月末振替(通常)※割引はありません	17,510円	なし	翌月末日	

※国保医療課窓口に提出する場合は2月20日(金)まで

